

海外子会社管理のためのコンプライアンスプログラム

~グローバル企業の法令遵守・グローバル不正監査体制の構築 (グローバル・コンプライアンス規程のサンプル付)

《開催要領》

※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせて頂く場合がございます。

日 時▶ 2018年 4月 27日(金) 13:00~17:00

会 場▶ 企業研究会セミナールーム (東京:麹町)

《ご参加いただきたい方》

法務部門、総務部門、監査部門、経営管理部門、海外事業部門など関連部門のご担当者

TMI 総合法律事務所

パートナー弁護士

itな取扱分野として、M&A、IPO、企業間紛争・訴訟、クラウドコンピューティング、イ ンターネット・インフラ/コンテンツ、SNS、アプリ・システム開発、情報セキュリティ の各産業分野における実務に精通し、情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 認証機関公平性委員会委員長、社団法人クラウド利用促進機構(CUPA)法律アドバイザ 、経済産業省の情報セキュリティに関するタスクフォース委員を歴任する。

師 上登録。2011 年 1 月より TMI 総合法律事務所勤務。2015 年 2 月から 2016 年 4 月までモルガ 士登録。2011年1月37日11総合合准律事務所の第8。2015年2月から2016年4月までモルガン・
ルイスが、少年7月よけ準備が向いたシーンドンドンディフィに勤務。2016年3月まり間接合法律場所のイスなが、少年7月より間には10年の10年5月1日に対象が表現した。
10年の10年3月1日に対象が表現した。
10年3月1日に対象が表現した。
10年3月1日に対象が表現した。
10年3月1日によりませた。
10年3月1日によります。
10年3月1日によります。
10年3月1日によります。
10年3月1日によります。
10年3月1日によります。
10年3月1日によります。
10年3月1日によります。
10年3月1日によりままた。

《申込方法》 当会ホームページ(https://www.bri.or.jp)からお申し込み下さい。

■受講料: 1名(税込・資料代含

※申込書をFAXでご送信いただく際は、ご使用のFAX機の使用方法(O発信の有無など)を ご確認の上、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

34,560円(本体価格 32,000円) ― 般 37,800円(本体価格 35,000円)

《事業コード:		181336-0303 》 海外子会社管理のためのコンプライアンスプログラム							
ふりがな 会社名									
住 所	₹								
TEL						FAX			
ふりがな ご 氏名							所役	属職	
E-mail									

■申込・参加要領 : 当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当者宛 E-mail からもお申込み頂けます。 後日(開催日1週間~10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。

※よくあるご質問(FAQ)は当会 HP にてご確認いただけます。([TOP]→[公開セミナー]→[よくあるご質問]) ※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。

■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 公開セミナー事業グループ 担当/民秋・川守田 E-mail:tamiaki@bri.or.jp TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102 - 0083 東京都千代田区麹町 5-7-2 麹町 M-SQUARE 2F

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させて頂きます。

・・・・・・・プログラム・・・・・・・

【開催にあたって】

多くの日本企業は、海外進出によって急速にグローバル化していく中で、現地の役職員の不正等により会社が被るリ スクを認識しつつも、十分な対策を講じることができていないのが現状です。

しかし、ひとたび海外子会社において不正や不祥事が発生した場合、その影響は海外子会社にとどまらず、本社ある いはグループ全体の信用失墜につながることも少なくありません。

そこで、海外展開する企業にとって、海外子会社の管理体制(グローバル・コンプライアンスプログラム)を構築するこ とが急務となっています。もっとも、一言にグローバル・コンプライアンスプログラムといっても、対象となる法令や法律 問題が広範であること、不正行為の未然防止や早期発見のための効果的な体制がどのようなものであるかの判断が 容易ではないこと等から、効果的な体制を構築することは容易ではありません。

また、平成28年12月9日に、消費者庁から「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する 民間事業者向けガイドライン ((以下「内部通報ガイドライン」)が公表されたことから、今後は内部通報制度の構築に あたって内部涌報ガイドラインの内容を無視することはできません。

そこで、本セミナーでは、海外子会社管理のために検討すべき海外法令や法律問題を解説するとともに、効果的な 法令導守・グローバル不正監査体制について、当日配布予定の「グローバル・コンプライアンス規程」のサンプルや、 内部通報ガイドラインに触れつつ、わかり易く解説させて頂きます。

- 1 海外子会社不祥事の最新事例の紹介
- 2 海外子会社管理のために検討すべき海外法令と法律問題
 - (1) 贈収賄規制(外国公務員の贈賄規制を含む)
 - (2)独占禁止法・競争法
 - (3) 個人情報保護法・営業秘密の管理
 - (4) サプライチェーンに対する規制(人権 DD・英国現代奴隷法等)
 - (5) 海外反社に対する規制(OFAC 規制等)
 - (6) 現地役職員による不正会計やセクハラ・パワハラ 等
- 3 法令遵守・不正監査体制の構築
 - (1) 不正行為の未然防止のための体制

①リスク・アセスメント ②コンプライアンス規程の整備

③社内研修の実施 4相談窓口の整備

(2) 不正行為の早期発見のための体制

①グローバル不正監査体制の構築 ②グローバル内部通報制度の導入

(3) グローバルでの有事対応体制

①有事における対応マニュアル ②有事におけるレポーティングライン

③海外ローファームとの連携 ④海外における現地調査委員会の組成

裏面もご覧下さい! - 枚のパンフレットで 2種類のセミナーをご案内しております。